

国民健康保険の加入・脱退は必ず
14日以内に届け出を！

◎お問い合わせ 市役所保険課 ☎62-1118
または各支所市民生活課国保担当

こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	
ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

国保をやめるとき	
ほかの市区町村に転出したとき	※保険証、印かん
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の※保険証 （後者が未交付の場合は加入したことを 証明するもの）、印かん
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	※保険証、死亡を証明するもの、印かん
生活保護を受けるようになったとき	※保険証、保護開始決定通知書、印かん
外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書

その他の	
退職医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん
市内において住所が変わった（転居）とき	※保険証、印かん
世帯主の氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印かん
保険証等をなくしたとき （あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの、印かん （使えなくなった保険証など）

※保険証・・・【国保をやめるとき】、【その他】の場合、**世帯主が理由にかかわるときはその世帯全員の保険証**が必要です。

■退職者医療制度

会社などを定年退職した75歳までの人とその家族（被扶養者）は、退職者医療制度によって診療を受けます。
厚生年金や共済年金を受けている人は、年金証書を受け取って14日以内に国保窓口まで届け出てください。

対象になる人	次の条件にすべて当てはまる人
本人	被扶養者
●国保加入者 ●老人保健が適用されていない ●厚生年金、共済年金などの年金を受けており、加入期間が20年以上あるいは40歳以降10年以上ある人。	●退職者本人の配偶者（内縁でも可） ●退職者本人と同じ世帯で、主にその収入によって生活している三親等以内の人。

医療費の負担割合	
本人	被扶養者
外来・入院ともに3割負担となります ※70歳以上の人【前期高齢者】は1割（所得により2割）、3歳未満児は2割。 ※入院時の食事代は、国保と同様の負担。	

★加入手続きを忘れずに・・・

医療費の自己負担額は、一般の国保加入者と同じ3割ですが、給付費（被保険者の負担金以外の医療費）は会社等の健康保険からの交付金でまかなわれています。正しい適用がなされない国保が負担する医療費が増大し、保険税の余分な増加につながりますので、必ず加入の届け出を行ってください。

介護保険サービス事業所を募集します

市では、介護保険サービス事業所の開設・増設等について、次のとおり募集します。市内に事業所を整備したいと考えている法人等は、市の整備方針などをご確認のうえご応募ください。

なお、今回の募集は、市の計画に沿って「平成18年度に整備する事業所」を募集するものであり、平成19年度以降の募集については、来年1月頃を予定しています。

【北秋田市の整備方針】

- 平成18年度の整備予定事業所は、以下のとおりです。
整備予定以外の申請は、受付できませんのでご了承ください。
- 事業所の整備については、事業者自らが整備することを基本とします。（市では整備しません。）

【整備予定事業所】

1 居宅サービス/介護予防サービス			② 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護事業所		
① 通所介護・介護予防通所介護事業所					
整備予定地区	整備定員	備 考	整備予定地区	整備定員	備 考
森 吉	10 人	前田地区	鷹 巣	7 人	整備定員は、今回の整備で増加する定員数です。

2 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所

整備予定地区	整備定員	備 考
鷹 巣	5 人	整備定員は、今回の整備で増加する定員数です。
合 川	5 人	〃
阿 仁	5 人	〃

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

整備予定地区	整備定員	備 考
鷹 巣	15人	
合 川	15人	

③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

整備予定地区	整備定員	備 考
鷹 巣	9 人	整備定員は、今回の整備で増加する定員数です。
合 川	9 人	〃
森 吉	9 人	〃
阿 仁	9 人	〃

【審査・決定】

書類審査（必要に応じて整備予定地確認審査）を行い、審査委員会を経て7月中には決定する予定です。
なお、決定は応募者に通知します。

【募集締切】 6月30日（金）必着

【応募（申請）様式】

応募する法人等は、応募（申請）様式を配布しますので、下記担当までご連絡下さい。（郵送 可）

【提出先・問い合わせ先】

北秋田市福祉事務所 高齢者支援課 住 所 〒018-3392 北秋田市花園町1 9-1
☎62-1112 F A X 62-4296

